

オリンピック聖火がわたしたちの街に!

# 聖火リレーのルート詳細などが 発表されました

東京2020オリンピック聖火リレーは、3月26日(木)～7月24日(金・祝)に行われ、清須市での実施は、4月6日(月)となります。

このたび、本市のオリンピック聖火リレーのルートについて、詳細が決定しましたのでお知らせします。



画像提供: Tokyo 2020

ルート	距離(km)	スロット数
清洲城広場(ミニセレブレーション) → <sup>かぶきもん</sup> 冠木門 → 市道清洲阿原線 → 市道朝日阿原線 → カルチバ新川(新川地域文化広場)前	1.8	9

※ミニセレブレーションとは、途中区間で行われる小規模なセレモニーのことです。

※スロットとは、1人の聖火ランナーが走る区間(各200m程度)のことです。



※写真と一部内容が異なる場合がございます。愛知県内の実施市のルートなどについては、愛知県実行委員会公式ウェブサイト (<https://www.run-aichi.jp/>) をご覧ください。

■問合せ スポーツ課(南館1階)



# 春日五条川さくらまつり イベント参加者を募集します

春日五条川さくらまつりを4月4日(土) [荒天予備日5日(日)]に、はるひ夢の森公園において開催します。

今年も、市民の方々によるステージイベントの参加出場者を募集します。多くの人で賑わう「さくらまつり」で、音楽やダンスなどを披露してみませんか。



## 募集内容

**参加資格** 団体・サークルであれば可。開催日、荒天予備日ともにステージイベントのどの時間帯でも都合のつく方

**持ち時間** 15分以内(入退場を含む。)

※出演時間帯は3月上旬に開催する説明会にて抽選で決定する予定です。決定した時間帯の変更は、原則できませんので、予めご了承ください。

※応募者多数の場合、抽選などで出演調整させていただく場合もあります。

## 参加申込

**申込場所** 産業課(南館3階)

**申込締切** 2月14日(金) 午後5時

※申込用紙を2月3日(月)から産業課で配布しますので、必要事項を記入の上、お申し込みください。

■問合せ 産業課(南館3階)

## 防災行政無線を用いた 全国一斉情報伝達訓練の実施

### 2月19日(水)午前11時ごろ 実施します

市では、地震・津波や武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム「J-ALERT(ジェイ・アラート)」から送られてくる国からの緊急情報を、防災行政無線を用いて確実に皆さまへお伝えするため、市内で緊急情報伝達訓練を行います。

J-ALERTとは、人工衛星などを活用して瞬時に情報伝達するシステムです。

●市が当日実施する試験は、次のとおりです。

情報伝達手段	内容
防災行政無線の放送	市内110カ所に設置の防災行政無線から、次の放送内容が一斉に放送されます。 <b>【放送内容】</b> 「これは、Jアラートのテストです。」×3+防災行政無線チャイム

注)清須市以外の地域でも、全国的にさまざまな情報伝達手段で試験が実施されます。

■問合せ 防災行政課(北館3階)

## 毎月第3日曜日は 「家庭の日」

### ●家庭教育講演会

「抱え込まないための支援とは  
～教育相談と非営利活動法人の立場から～」



西尾真由美氏

**とき** 2月15日(土)  
受付 午後1時から  
開演 午後1時30分から  
**ところ** 清洲市民センターホール  
**定員** 350名(入場無料)

### ●小学生による「家庭の日」啓発書道等入賞作品 (64作品)の展示期間・場所

**とき** 2月1日(土)～27日(木)  
**ところ** 清洲市民センター

#### 最優秀作品



「かきかた」

春日小2年牧野雄斗君



「習字」

星の宮小4年石井快生君

■問合せ 生涯学習課(南館1階)



## 市ホームページバナーの有料広告募集

市ホームページ(トップページ下)に掲載するバナー広告(有料)を募集します。

規 格	縦60ピクセル×横120ピクセル、7キロバイト以内 (ファイル形式GIF又はJPEG)		
掲載期間	4月(掲載決定次第)～翌年3月31日(水) 月単位(1回の申込で、最大12カ月まで可能)		
掲載金額	月額7,000円	募集枠数	14枠
応募方法	申込用紙に記入押印の上、人事秘書課窓口へ提出してください。 ※申込用紙は、市ホームページ( <a href="http://www.city.kiyosu.aichi.jp">http://www.city.kiyosu.aichi.jp</a> )からダウンロード可能です。		
応募期間	2月5日(水)から(ただし、応募数が枠数に到達次第締め切ります。)		



掲載箇所(市HPTトップページ)

■問合せ 人事秘書課(北館3階)

## 「きよす あしがるバス」の有料広告募集



本市では、「きよす あしがるバス」において、地域経済の振興、自主財源の確保を目的に、次のとおり有料広告の掲載を希望される事業者等を募集しています。

なお、納付いただいた広告掲載料は、「きよす あしがるバス」運行のために活用します。

### ●バスのりば標識

募集数	30カ所程度(公共施設、県道上に設置のバスのりば以外)		
規 格	B6サイズ(縦10センチメートル×横25.7センチメートル)		
掲載料	1標識当たり月額1,000円	募集期間	随時
掲載期間	4月1日(水)～翌年3月31日(水)の希望の期間(1カ月単位)		
決定方法	同時に複数応募がある場合は、バスのりばごとに抽選により決定します。		

### ●バス車内窓枠上部

募集数	4枠		
規 格	B3サイズ(縦36.4センチメートル×横51.5センチメートル)		
掲載料	1枠当たり月額2,000円	募集期間	随時
掲載期間	4月1日(水)～翌年3月31日(水)の希望の期間(1カ月単位)		
決定方法	同時に複数応募がある場合は、抽選により決定します。		

### ●バス車体

募集数	オレンジルート(ハイエース) 車体左側面1枠 車体右側面1枠 計2枠		
	グリーンルート(ハイエース) 車体左側面1枠 車体右側面1枠 計2枠		
	サクラルート(ポンチョ) 車体左側面1枠 車体右側面1枠 計2枠		
	ブルールート(ハイエース) 車体左側面1枠 車体右側面1枠 計2枠		
規 格	縦53センチメートル×横88センチメートル (各車両左右共通、マグネットシートにより貼付)		
掲載料	1枠当たり年額36,000円	募集期間	2月3日(月)～21日(金)
掲載期間	4月1日(水)～翌年3月31日(水)の1年間		
決定方法	同時に複数応募がある場合は、抽選により決定します。		

●諸費用 掲載料とは別に、広告作成費用(実費)、契約費用(印紙代)が必要です。

●その他 申込方法などの詳細については、企画政策課までお問い合わせください。

■問合せ 企画政策課(北館3階)

## 皆様のご意見をお聞かせください パブリック・コメント

各種計画等について、市民の皆さんから意見の募集を行います。(③は実施中)

### ①清須市行財政改革推進プラン(清須市第4次行政改革大綱)の中間まとめについて

令和2年度から始まる「清須市第2次総合計画 後期基本計画」に基づいた行政運営の推進を図るため、その下支えとなる行財政基盤の構築に向けた市の行財政改革の方向性と、必要となる具体的な取組項目を定める「清須市行財政改革推進プラン(清須市第4次行政改革大綱)」の中間まとめを作成しました。

■問合せ 企画政策課(北館3階)

### ②清須市地域公共交通計画(案)について

地域にとって望ましい公共交通網の姿をまとめた「清須市地域公共交通網形成計画」が令和元年度に終期を迎えることから、現状の課題を踏まえつつ、まちづくりとの連携を図りながら、これまでの取組により形成してきた地域公共交通ネットワークを今後も持続的なものとするため、令和2年度を始期とする「清須市地域公共交通計画(案)」を作成しました。

■問合せ 企画政策課(北館3階)

### ③清須市公共施設個別施設計画(案)について

人口の見通しや財政状況等を踏まえた長期的な視点をもって、平成29年3月に「清須市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理方針や具体的な縮減目標を取り決めました。これらの背景を踏まえ、各施設の今後の適正配置方針を策定することによって、財政負担を軽減・平準化するとともに、合併後の施設総量や施設配置の最適化を図ることを目的とした「清須市公共施設個別施設計画(案)」を作成しました。

■問合せ 財政課(南館3階)

閲覧場所・閲覧時間	<p>①② 企画政策課(北館3階) ③財政課(南館3階)                  ①②③にしび創造センター・にしびさわやかプラザ・西枇杷島老人福祉センター・アルコ清洲・清洲市民センター・清洲総合福祉センター・カルチバ新川・新川ふれあい防災センター・新川福祉センター・春日公民館・市立図書館・春日老人福祉センター</p> <p>午前8時30分～午後5時15分 ※閲覧時間は、各施設の開館時間に準じます。                  ○市ホームページ「パブリック・コメント」のページ</p>
意見提出資格	市内にお住まい、お勤め、在学の方及び事務所又は事業所を有する方
意見提出方法	<p>意見、氏名(法人名)及び住所(法人の場合は事業所の所在地)を記入の上、郵送、FAX、eメール、窓口又は提出箱への投函により提出してください。                  様式は問いませんが、閲覧場所に設置してある提出用紙をご利用いただくことができます。</p> <p>※住所・氏名の明示が必要です。                  ※電話、口頭でのご意見は受付しません。</p> <p>●窓口の場合 ①②企画政策課(北館3階)                  ③ 財政課(南館3階)</p> <p>●郵送(住所不要)・FAX・eメールの場合                  郵送:①②〒452-8569 清須市役所 企画政策課 宛て                  ③ 〒452-8569 清須市役所 財政課 宛て                  FAX: 052-400-2963                  eメール:①②kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp                  ③ zaisei@city.kiyosu.lg.jp</p> <p>●投函の場合                  各閲覧場所に設置された提出箱へ投函してください。</p>
意見募集期間	①②2月5日(水)～3月5日(木) ③1月31日(金)～3月5日(木) ※郵送は締切日の消印有効、その他は締切日必着
提出されたご意見の取り扱い・対応	提出されたご意見は、整理・分類した上で、市の考え方とともに一定期間公開します。(個人情報に関しては公開しません。)



行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



## 寄附をいただきました

○川田きし江 様 図書 計12冊  
有効に使わせていただきます。ご厚意に感謝し、厚くお礼申し上げます。



## コンビニエンスストアでの証明書交付が始まります

2月3日(月)から、マイナンバーカードを利用した、コンビニエンスストアでの住民票等の証明書の交付が始まります。

交付には、マイナンバーカードが必要です。マイナンバーカードをお持ちでない方は、交付申請が必要となります。



### サービスが利用できる店舗

セブン-イレブン・ローソン・ファミリーマート・ミニストップの他、全国のコンビニエンスストア

### 取得できる証明書

住民票の写し(200円)、印鑑登録証明書(200円)、戸籍の附票の写し(200円)、  
戸籍謄本・抄本(450円) ※()内の金額は、各種1通あたりの手数料です。

### ご利用可能時間

午前6時30分～午後11時(年末年始と機器メンテナンス時を除く。)  
※店頭のマルチコピー機で取得できます。

### マイナンバーカード申請方法

マイナンバーカードの申請は、送付されています「通知カード」に添付されている「交付申請書」を使用し、次のいずれかの方法で行えます。

ただし、住所や氏名等に変更があった場合は使用できませんので、変更があった方は、市民課へご相談ください。

- ①郵送で申請する方法
- ②インターネット(パソコン・スマートフォンどちらも可)から申請する方法
- ③まちなかに設置されている証明写真機から申請する方法

■問合せ 市民課(北館1階)

## 「カルチバ新川」休館のお知らせ

館内メンテナンスのため、次の期間は全館休館します。

**休館期間** 2月27日(木)～3月2日(月)

利用者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ カルチバ新川 ☎052-401-2666

## 「春日公民館」休館のお知らせ

春日公民館空調改修工事のため、次の期間は全館休館します。

**休館期間** 2月1日(土)～29日(土)

利用者の皆さまには、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■問合せ 生涯学習課(南館1階)

## 「清洲総合福祉センター」臨時休館のお知らせ

施設設備点検・館内清掃のため、次の期間は臨時休館します。

**臨時休館** 2月8日(土)～12日(水)

ご迷惑をおかけしますが、皆さまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

なお、2月10日(月)、12日(水)については、市社会福祉協議会の通常業務を行っています。御用の方は、事務所までお越しください。

■問合せ 市社会福祉協議会 ☎052-401-0031



# 市体育協会からのお知らせ

～あなたも気軽にスポーツを始めませんか～



## 市体育協会とは…

市体育協会は、清須市における体育・スポーツの団体を総括し、アマチュアスポーツの普及振興と市民のスポーツへの関心を高めるために必要な事業を行い、市民の健康増進とスポーツを通じて明るく豊かな街づくりに寄与することを目的としています。現在は、約2,300名の市民の方が所属し、それぞれのスポーツを楽しんでいます。

## 市体育協会が行っている各種スポーツ等を紹介します！

卓球	バドミントン	サッカー	ジュニアソフトボール	空手道
剣道	ハイキング	少年サッカー	ソフトバレーボール	社交ダンス
柔道	棒術・杖術	ソフトボール	グラウンド・ゴルフ	
弓道	軟式野球	ソフトテニス	リズムエクスプレス	
山岳	少年野球	ゲートボール	バウンドテニス	
テニス	野球審判	バレーボール	インディアカ	

## 市体育協会主催の市民大会を開催しています

市体育協会では、各クラブでの活動に加え、ハイキング(年2回)・テニス・ソフトボール・卓球・空手フェスティバルの市民大会を開催しています。皆さんもぜひ、市民大会に参加してみてください。

## 楽しい仲間募集中！



市体育協会HP  検索  
<http://www.kiyosu-taikyo.com>



スポーツに興味のある方は、市体育協会ホームページ、もしくは市体育協会事務局(スポーツ課内)へお問い合わせください。

■問合せ スポーツ課(南館1階)

## 税だより

自動車の名義変更・住所変更・廃車等の手続きはお早め！

毎年、年度末の3月は車検場の登録窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなります。

このため、お早めに手続きされますようご協力お願いします。自動車の登録等に関する手続きは、次の窓口にお尋ねください。

■普通自動車・小型自動車・二輪の軽自動車(125cc超)

●愛知運輸支局小牧自動車検査登録事務所

☎050-55540-2048

■三輪・四輪の軽自動車

●軽自動車検査協会愛知主管事務所小牧支所

☎050-3816-1773

■原動機付自転車(125cc以下)、小型特殊自動車等

●市役所税務課

☎052-400-2911



■問合せ 税務課(北館2階)

行政ニュース

夢広場はるひ

保健だより

教室・講座

児童・子育てだより

フォトダイアリー

インフォメーション



## 日本人の死亡原因の第5位は“肺炎”です!! ～まだ「高齢者肺炎球菌予防接種」を受けていない対象の方へ～



近年、肺炎による死亡者数は高齢者を中心に増加しており、死因の第5位となっています。  
高齢者肺炎球菌ワクチンはすべての肺炎を予防するワクチンではありませんが、接種により肺炎にかかっても軽い症状で済む効果が期待されます。  
受けていない方は、**3月31日(火)**までに接種してください。

**対 象** 令和元年度中に65・70・75・80・85・90・95・100歳以上になる方で、一度も接種していない方  
**自己負担** 2,500円

- 対象の方には4月に通知しています。
- 市助成の接種歴の確認などは、健康推進課までお問い合わせください。

### ●毎日の感染症予防

①外から帰った後は、うがい、手洗いを行いましょう。 ②1時間に数回、窓を開けて室内の換気をしましょう。

### ●毎日の肺炎予防

高齢者に多い肺炎である、誤嚥性肺炎の予防をしましょう。食べかすが口の中に残っていたり、義歯の手入れがされていないと、口の中で細菌が繁殖し誤嚥性肺炎を起こしやすくなります。



- ①歯磨きは歯だけでなく、頬粘膜や舌も合わせてブラッシングしましょう。
- ②飲み込む力が弱く、むせやすい方は、一口を少なめにし、料理にとろみをつけ飲み込みやすくしましょう。

■問合せ 健康推進課(北館2階)

## 12月議会定例会

■問合せ 議事調査課(南館4階)

**市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案など15議案を審議**  
定例会は、12月2日～19日までの18日間の会期で開きました。初日に市長提出議案の上程・説明があり、諮問案件である人権擁護委員候補者の推薦1件については、即日、採決され全員賛成で適任とされました。

その他の議案については、9日に各所管の常任委員会に付託されました。

最終日には、それぞれの常任委員会の審査結果について委員長から報告があり、採決の結果、全議案が原案どおり可決されました。

### 可決された主な議案

- ◆市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- ◆工事請負契約((仮称)西枇杷島児童センター新築工事)の一部を変更する契約の締結について
- ◆公の施設の指定管理者の指定について ◆令和元年度一般会計補正予算(第6号)案

### 諮問案件

- ◆人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

※詳細は、広報清須今月号折込の「市議会だより第56号」及び市ホームページをご覧ください。

■開会時間  
午前9時30分から  
■問合せ  
議事調査課(南館4階)

開会日	会議等
24日(火)	本会議 (委員長報告、 討論、採決)
16日(月)	福祉常任委員会
13日(金)	福祉常任委員会
12日(木)	総務常任委員会
11日(水)	総務常任委員会
10日(火)	建設文教常任委員会
9日(月)	建設文教常任委員会
6日(金)	本会議(施政方針、議案質疑)
4日(水)	本会議(一般質問)
2日(月)	本会議(一般質問)
26日(水)	本会議 (行政報告質疑、 施政方針、 議案提案・説明)

3月議会定例会の日程  
本会議・委員  
会はお気軽に傍  
聴できます。詳  
しくは、議事事  
務局議事調査課  
までお尋ねくだ  
さい。



※このページ(9ページ)の問い合わせについては、  
保険年金課(北館1階)となります。

国民健康保険加入者の申告について

国民健康保険の制度は、市・県民税の所得情報に基づいて賦課及び区分判定を行っているため、世帯主及び国民健康保険に加入するすべての方に所得申告をしていただく必要があります。(給与支払報告書、老齢年金支払報告書が支払者から提出される方は除く。)

※清須市内外に関わらず同一世帯以外にお住まいの方に扶養されている方は、所得申告が必要です。

※所得税の確定申告・年末調整で扶養している方又は中学生以下の方は、所得申告は不要です。

※確定申告が必要な方については、広報清須今月号折込の「確定申告のお知らせ」をご覧ください。

【所得申告しないといふような影響があります。】

国民健康保険税

前年中(1月～12月)の所得申告に基づき賦課されるため、世帯の中に1人でも未申告の方がいる場合は所得不明と判定され正しい算定ができず、軽減(7割・5割・2割)判定が出来ません。

高額療養費所得区分

同一世帯内の世帯主及び国民健康保険加入者の方で、お一人でも未申告の方がいる場合、上位所得者として判定されます。

高齢受給者証(70歳～74歳の方が対象)

申告等がされていないと高齢受給者証の一部負担金割合が判定できず、上位所得者(3割負担)として判定されます。

「国民健康保険医療費のお知らせ」(医療費通知)について

国民健康保険では、被保険者の皆さまに健康管理や医療に対する理解を深めていただくことを目的として、医療費のお知らせを送付しています。

▼対象者

市国民健康保険加入者で対象診療年月内に医療機関を受診した方

※世帯主様宛に通知します。

▼発送時期

平成31年1月～令和元年10月診療分を2月5日(土)発送します。

※このお知らせは医療機関等からの請求書(診療報酬明細書等)を基に作成しており、領収書ではありません。次の場合など実際に受けられた内容と異なる場合があります。

●保険診療外のものを含みません。

●医療機関等から市への請求が遅れている場合や、請求内容の審査などで医療費のお知らせに記載がされないことがあります。

●公費負担医療や医療費助成の給付を後日受けた場合、又は被保険者負担分について医療機関への支払いが完了していない場合などは患者負担額が異なる場合があります。

確定申告でご利用になる場合

確定申告において、医療費控除を受ける際に添付書類として使用すること、「医療費控除の明細書」の記載を一部省略することができます。

★次の点にご注意ください。

●令和元年11月及び12月診療分については5月ごろの発送となります。

●お知らせが間に合わない分については、領収書を基に「医療費控除の明細書」にご記入ください。

●医療費のお知らせ(医療費通知)は再発行できませんので、大切に保管してください。

●医療費控除は毎年1月～12月に支払った分が対象となります。

●確定申告の医療費控除に関することは、税務署(名古屋西税務署 ☎052-522-1825)へお尋ねください。

後期高齢者医療高額医療・高額介護の合算制度について

高額医療・高額介護の合算制度とは、医療と介護サービスを利用した世帯の負担を軽減するため、世帯全員が医療・介護の負担金額を合計して一定の額を超えた場合、超えた分の金額が支給される制度です。

▼対象となる世帯

医療介護ともに費用を負担している世帯

※この場合の「世帯」とは、医療保険

上の世帯です。例えば「国民健康保険」に加入している方と「後期高齢者医療制度」に加入されている方は、夫婦であっても医療保険上は別世帯となり、かかった費用を合計することはできません。

▼支給額

平成30年8月～令和元年7月の12カ月間の医療費・介護サービス費の合計負担金額「高額療養費や高額介護(予防)サービス費は除く」から次表の金額を差し引いた金額 ※500円以下の場合、支給されません。

負担区分		自己負担限度額
一定以上所得がある世帯	課税所得690万円以上	212万円
	課税所得380万円以上	141万円
	課税所得145万円以上	67万円
一般世帯		56万円
全員が市民税非課税世帯(低II)		31万円
全員が市民税非課税で所得が一定以下の世帯(低I)		19万円

▼申請方法

支給対象となる方へは、2月下旬にお知らせを送付しますので、保険年金課で申請をしてください。





# 市民が働だより



## 「清須市市民協働マイプラン」をのぞいてみよう!

まちづくりの新しいスタイル～なぜ“市民協働”がまちづくりのキーワードになったのか～

「少子高齢化・人口減少時代」が到来し、今までサービスを拡充し続けてきた行政や企業は、拡大路線を維持できなくなってきました。

そのような中でも、市民ニーズ(生活スタイル)は多様化・高度化していき、地域のつながりも希薄化していくため、行政又は市民だけでは解決できない地域の課題が生まれてきました。

そこで、キーワードになったのが、市民ができることと行政ができることの両方の良さを発揮して相互に補い合う“協働”によるまちづくりなのです。

(マイプラン4～7ページを要約)

※マイプランは市民と市職員共通の協働ハンドブックで、市公共施設等で配布しています。

ニーズの  
多様化

地域の  
課題

地域の  
つながりの  
希薄化



## アダプト・プログラム団体のご紹介(Vol.7)

団体名(代表者)	ヒラソルの会(高山さん)	活動場所	清洲ふるさとのお花の周辺
主なお花	チューリップ(4月頃)、ポーチュラカ(7月頃～)、パンジー(12月頃～)		

みなさん、清洲城周辺のお花といえば何を思い浮かべるでしょうか?多くの方は桜を思い浮かべるのではないのでしょうか。

今回ご紹介するヒラソルの会は、清洲公園駐車場から清洲ふるさとのお花、清洲城へ向かう階段沿いの花壇を管理されています。

代表の高山さんは、「来ていただく方の心を和ませられれば」という思いから、日々心を込めて丁寧な手入れをされています。

桜ははかなく散ってしまいますが、アダプトのお花は、遊びに来られる方を、いつでも元気に“おもてなし”してくれます。



夏の様子[9月撮影]



冬の様子[12月撮影]

アダプト・プログラム活動への参加団体(5名以上のグループ)を随時募集しています。詳しくは担当までお問い合わせください。

■問合せ 企画政策課市民協働係(南館1階)

市民記者がゆく! まちなかWatch 54  
避難所運営と災害キャンプ訓練  
市民記者 藪田幸子



昨年の12月21日(土)に、春日地区において、震度6強の東南海地震を想定とした、避難所運営と災害キャンプの訓練が行われました。

近頃は、各地で大災害が発生し、多くの方が避難所生活を余儀なくされています。このような中、実際の避難所で行われる避難所訓練は重要であると思います。今回の訓練は、春日小学校の体育館で行われました。

訓練内容は、受付、段ボールパターションの設置、段ボールベットやトイレの組み立て、保健室・授乳室・更衣室などのプライベートルームの設置、要配慮者の導線訓練、災害ボランティアコーディネートによるニーズの聞き取り訓練などを行い、参加者は実際に体験をしました。また、保健師による保健衛生とストレッチのお話、看護師による応急処置のお話を聞くこともできました。参加した子どもたちは、災害



春日小学校での訓練の様子

キャンプで炊き出しの雑炊や支援助資の配給を体験しました。また、防災・減災の知識を学ぶことができる「防災スタンプラリー」を行いながら避難所生活を体験しました。

地域中学生ボランティアも参加しており、放送や受付、HUG(避難所運営ゲーム)を担当して行っていました。

災害は、他人事ではありません。一人一人が自分事と捉え、普段から防災減災に努めることが必要です。助け合い、支え合って災害を乗り越えるためには、人とのつながりを大切にしなければいけないと感じました。